

練馬区版 いじめ対応のポイント

1 練馬区におけるいじめ対応の基本姿勢と現状

平成 25 年 6 月に制定されたいじめ防止対策推進法では、いじめの定義を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としています（第 2 条）。起こった場所は学校の内外を問わない（第 3 条）ことになっています。

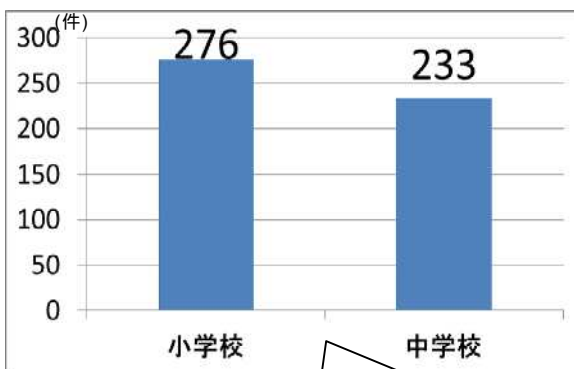
いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であり、各学校において、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起こりうるとの基本的認識に立つことが改めて求められています。これまでも、学校や幼稚園では次の基本的な姿勢を明確にし、組織的に取り組んできました。

練馬区の基本姿勢

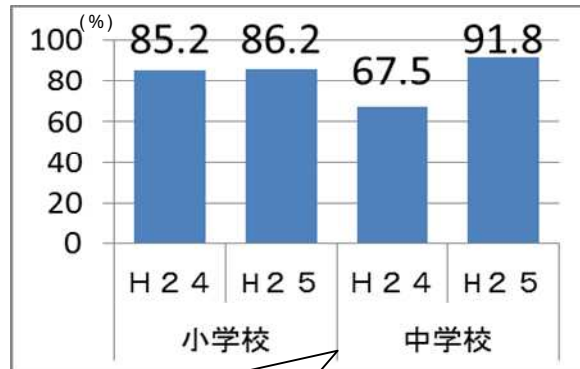
いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校（園）においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

平成 26 年度に文部科学省で実施した「平成 25 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、次のような結果となりました。

練馬区においての
いじめと認知した件数



練馬区においての
24・25年度末までに解消した割合



各学校の認知件数は、昨年度と比べて小学校は微増（5 件増）、中学校は 1 割減少（24 件減）している。認知件数は多いが、これは、教員が子供のいじめに対して細かく見とることができたことの表れであるとともに、子供自身が訴える機会が増えたことによるものと捉えてい

平成 24 年度のいじめ解消率 88.4% に対して、平成 25 年度は 88.8% まで上昇した。特に中学校の改善が見られた。他の調査項目より、いじめの相談する相手として、保護者や友人が大きく増えたことが挙げられる。小学校は保護者からの訴えから発見することが増え、いじめ防止の取組が広がっていることの現れであると捉えている。

2 いじめに対する指導について

いじめ対応については、常に「当事者意識」と「危機意識」をもち、学校がいじめられている子を守るという強い気持ちで指導にあたってください。

改めて平成23年10月1日に発生した津市立中学校2年生男子生徒の自殺の報道からの教訓をまとめました。

いじめられている子供は、本当のことを言わない。
担任が聞いても「大丈夫。」と言う。ましてやアンケートでは、自分からは何も書かない。
けんか、ふざけあい、からかいは、いじめにつながるケースがある。
(いじられキャラは、特に注意深く見守る必要がある。)
家庭の問題と決めつけるといじめが見えなくなる可能性がある。

また、東京都教職員研修センターによる「いじめ問題に関する研究報告書」では、いじめが深刻な事態に至った裁判事例について、その概要や学校の対応等を整理したところ、次のような共通の課題が出てきました。

いじめを発見した児童・生徒が、教員や保護者、周りの大人に知らせていないことが多い。
教員が一人で抱え込み、学校が組織的な対応をしていない。
学校が警察や関係諸機関と連携できていない。

いじめが解消できなかった結果、被害児童の自殺という最悪な結果に至ることもあります。いじめによる自殺を防止するためには、日頃から教職員と幼児・児童・生徒、そして幼児・児童・生徒相互の温かい人間関係をはぐくみ、子供たちのサインを確実に受け止めることがとても大切です。

自殺につながる危険性のある子供が発するサインの例

視点

突然の態度の変化

- ・ 疲れているように見える。
- ・ 睡眠不足のように見える。
- ・ 体重が減少してきている。
- ・ 突然家出をする。
- ・ 友達からいじられる。
- ・ 急に成績が落ちる。
- ・ 不機嫌でイライラする。
- ・ 身だしなみを気にしなくなる。
- ・ 突然泣き出すことがある。
- ・ 急に不自然なほど明るく振る舞う。
- ・ 気分が変わりやすくなる。

自殺をほのめかす言動・行動

- ・ 「遠くに行ってしまいたい。」「死にたい。」などと自殺をほのめかす言葉を使う。
- ・ 自殺についての文章を書く。
- ・ 自殺についての絵を描く。

態度の変化は、反抗的な態度をとっていた子供が、急に素直に話を聞くようになったり、学習に消極的だった子供が、積極的に質問してきたりするなど、好ましい方向への変化として現れる場合もあります。

3 いじめ発見のポイント

子供の状態

(次のような状態を示すことが多い。)

1 表情・態度

挨拶しても返さない。
笑顔がなく沈んでいる。
ぼんやりとしていることが多い。
視線をそらし、合わそうとしない。
無理に、はしゃいでいる。
表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
周りの様子を気にし、おどおどしている。
感情の起伏が激しい。
いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

体に原因不明の傷などがある。
けがの原因をあいまいにする。
顔色が悪く、活気がない。
寝不足等で顔がむくんでいる。
ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
シャツやズボンが汚れていたり、破けたりしている。
服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

かばんや筆箱等学習用具が隠される。
ノートや教科書、体操服等に落書きがある。
机や椅子が傷つけられていたり、落書きされたりする。
作品や掲示物にいたずらされる。
靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

他の子供から、言葉かけを全くされていない。逆に、他の子供から、「うざい」「気持ち悪い」「汚い」等の悪口を言われる。
いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
教室にいつも遅れて入ってくる。
職員室や保健室の付近でうろうろしている。すぐに保健室に行きたがる。
いつも人の嫌がる仕事をしている。
家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

いつも遊びの中に入れない。グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
「菌」といった不快に思う呼び方を友達からされている。
付き合う友達が急に変わる。教師が友達のことを聞くと嫌がる。
笑われたり冷やかされたりする。
特定のグループと常に行動を共にする。
プロレスごっこ等にいつも参加させられている。
よくけんかが起こる。
他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

教師と視線を合わせなくなる。
教師との会話を避けるようになる。
教師と関わろうとしない、避けようとする。

4 いじめ対応で学校として徹底すること

各学校（園）におかれましては、全教職員で下記の事項を確認し、いじめの未然防止と早期解決に向けた指導の徹底をお願いします。

（練馬区教育委員会いじめ問題対策方針（改訂版）より）

学校（園）の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

策定した方針の学校ホームページ等での公開
保護者会等での方針の説明

(2) いじめの未然防止

学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
児童・生徒の主体的な活動の促進
教職員の指導力の向上

(3) いじめの早期発見・早期対応

定期的ないじめの実態把握（区の調査のほか毎月の独自調査）
教育相談の充実（スクールカウンセラー等の活用）
保護者・地域との連携強化および啓発の促進

(4) いじめへの対処

いじめられる側の児童生徒への支援
いじめる側の児童生徒への実効性のある指導
いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導
学校組織全体でのいじめへの対処

(5) 重大事態への対処

(6) インターネット上のいじめへの対応

(7) 校（園）種間および関係機関との一層の連携

(8) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

参考文献 「子供の命を守ろう ～子供の自殺予防に向けて～」 平成20年3月 東京都教育委員会
「人権教育プログラム（学校教育編）」 平成26年3月 東京都教育委員会